

議案第 4 号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成 2 5 年 3 月 1 6 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

### 1 訓令の改正理由

人事異動の発令事務の効率化等を図るため、発令方法等について、所要の改正を行う。

### 2 訓令案の概要

- (1) 電磁的方法で行う発令に、配置換、兼職・兼務（個別に発令するのが適当な配置換、兼職・兼務を除く。）等を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令案

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、<u>次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</u></p>	<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、<u>行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換え（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時間勤務取消又は育児短時間勤務変更承認の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線</u></p>

を通じて送信することにより行うものをいう。)による伝達をもってこれに代えることができる。

(1) 行政組織の変更による配置換又は職名変更の  
発令 内訓

(2) 配置換、兼職、兼務、兼職解除若しくは兼務  
解除(それぞれ個々に発令することが適当なもの  
に限る。)又は派遣、派遣期間更新、派遣解除、  
研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時  
間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時  
間勤務取消若しくは育児短時間勤務変更承認 口  
頭による伝達

(3) 昇任(職員の定年等に関する条例(昭和59年  
鳥取県条例第1号)第4条第1項の規定により引  
き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職  
員」という。)又は地方公務員法(昭和25年法律  
第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若  
しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定に  
より採用された職員(以下「再任用職員」とい  
う。)が期限又は任期の定めのない職員となる場  
合に併せて行われるものを除く。)、配置換(前  
2号に掲げるもの及び勤務延長職員又は再任用職  
員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に  
併せて行われるものを除く。)、転任、出向、転  
職、職名変更(第1号に掲げるものを除く。)、  
兼職(前号に掲げるものを除く。)、兼務(前号  
に掲げるものを除く。)、事務取扱、兼職解除若  
しくは兼務解除(前号に掲げるものを除く。)、  
事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の  
発令 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する  
方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と  
受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気  
通信回線を通じて送信することにより行うものを  
いう。)による伝達

別表(第3条関係)

職員の任免の発令の 形式
第1 一般職の職員(臨 時的任用職員及び非常 勤職員を除く。)の場 合

別表(第3条関係)

職員の任免の発令の 形式
第1 一般職の職員(臨 時的任用職員及び非常 勤職員を除く。)の場 合

1～15 略

16 免職（地方公務員法第22条第1項の規定による条件附採用の期間にある職員が、当該期間（延長した場合は当該延長した期間を含む。）においてその職務を良好な成績で遂行しなかったため、免職する場合）  
地方公務員法第22条第1項の規定による条件附採用の期間中その職務を良好な成績で遂行しなかった  
ので免職する

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 略

40 略

1～15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 略

41 略  
42 略  
43 略  
44 略  
45 略  
46 略  
47 略  
48 略  
49 略  
50 略  
51 略  
52 略  
53 略  
54 略  
55 略  
56 略  
57 略  
58 略  
59 略

第3 一般職の職員（臨時的任用職員に限る。）の場合

1 採用

臨時的任用職員（(ア)……）に任命する

日給……円を給する

(ア) 職名又は職種名とする。（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により採用される職員（同項第2号に掲げる臨時的任用に係るものに限る。以下「育休代替職員」という。）の場合には「（…）（育休代替）」とする。）

○採用前提の臨時的任用職員（臨時的任用職員のうち、職員の採用試験に合格し又は選考による採用が決定している職員をいう。以下同

40 略  
41 略  
42 略  
43 略  
44 略  
45 略  
46 略  
47 略  
48 略  
49 略  
50 略  
51 略  
52 略  
53 略  
54 略  
55 略  
56 略  
57 略  
58 略

第3 一般職の職員（臨時的任用職員に限る。）の場合

1 採用

臨時的任用職員（(ア)……）に任命する

日給……円を給する

(ア) 職名又は職種名とする。

<p>……勤務を命ずる <u>(イ)……を命ずる</u></p> <p>任用期間は…年…月…日までとする</p> <p>2 期間更新（任用期間を更新する場合） ……年……月……日まで任用期間を更新する 任用期間満了後は更新しない</p> <p>3 略</p> <p>4 給与改定（給与の額を変更する場合） 日給……円を給する</p> <p>5 略</p> <p>第4 特別職の職員の場合 合 1～5 略</p> <p><u>6 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定に準じて育児休業を承認する場合）</u> ……年…月…日まで育児休業を承認する</p> <p><u>7 育児休業期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定に準じて育児休業の期間の延長をする場</u></p>	<p>じ。）の場合には「… <u>…職……級……号給相当額を給する」とする。</u></p> <p><u>○採用前提の臨時的任用職員の場合に限る。</u> <u>(イ) 職名とする。</u></p> <p><u>○育休代替職員及び採用前提の臨時的任用職員の場合を除く。</u></p> <p><u>○採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員の場合に限る。</u></p>	<p>……勤務を命ずる</p> <p>任用期間は…年…月…日までとする</p> <p>2 期間更新（任用期間を更新する場合） ……年……月……日まで任用期間を更新する 任用期間満了後は更新しない</p> <p>3 略</p> <p>4 給与改定（給与の額を変更する場合） 日給……円を給する</p> <p>5 略</p> <p>第4 特別職の職員の場合 合 1～5 略</p>	
--	---	--	--

<p>合)  <u>育児休業の期間を…  年…月…日まで延長  する</u></p> <p><u>8 育児休業失効（地  方公務員の育児休業  等に関する法律第5  条第1項の規定に準  じて育児休業の承認  が効力を失う場合）</u>  <u>育児休業の承認は失  効した</u></p> <p><u>9 育児休業取消（地  方公務員の育児休業  等に関する法律第5  条第2項の規定に準  じて育児休業の承認  を取り消す場合）</u>  <u>育児休業の承認を取  り消す</u></p> <p><u>10 その他</u>  <u>第1の例による</u></p>			
--	--	--	--

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。